

---

愛媛県立子ども療育センター総合案内機能拡充業務委託  
について

---

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年8月18日

愛媛県立子ども療育センター 所長 若本裕之

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立子ども療育センター総合案内機能拡充業務  
委託

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県立子ども療育センター総合案内機能拡充業務  
委託 1式

(3) 仕様等

別添仕様書のとおりとする。

(4) 契約期間

令和5年8月31日から令和6年3月31日まで  
ただし、業務実施日は、原則として、休日（土曜日、  
日曜日、祝日及び年末年始の12月29日から1月3日まで  
の日）を除き、契約期間中の業務実施日数は、140日と  
する。

(5) 委託業務の履行場所

別添仕様書のとおりとする。

(6) 入札方法

入札金額は、日額単価（円整数単位）とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当  
該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をも  
って、落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方  
消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを  
問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する

金額を記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5～7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 中予地方局管内に本社又は支店、営業所等を有していること。
- (3) 業務に関する知識と経験が特に求められることから、営業年数が10年を超える者であること。
- (4) 緊急時の即応体制（概ね60分以内の応援体制）を整備し、かつ、原則として過去2年間において国及び地方公共団体等との本件入札と金額が同程度以上の実績を2回以上有する等、適正かつ確実に履行できる体制が整備されていること。
- (5) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定までの日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

## 3 入札の日時及び場所等

### (1) 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和5年8月29日（火）午後1時30分

場所 愛媛県立子ども療育センター1階会議室

入札書の提出方法 入札場所で直接提出する。

開札 即時開札とする。

### (2) 入札説明書の問い合わせ先等

愛媛県立子ども療育センター事務局庶務係

〒791-0212

愛媛県東温市田窪2135番地

電話 (089)955-5530

## 4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条の規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書等に基づき必要な書類を次の期限までに提出しなければならない。

なお、所長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限 令和5年8月25日（金）午後3時00分

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県立子ども療育センター所長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書及び同別記による。